

繊維製品の取扱い絵表示が変わります!

— JIS L 0001:2014 新ケアラベルの記号について —

鷲見 繁樹 Sumi Shigeki
一般社団法人繊維評価技術協議会 参事

(財)綿スフ織物検査協会(当時)を経て、2005年より(一社)繊維評価技術協議会に所属。JIS L 0217:1995「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」とISO 3758:2012の整合化に携わる。

わが国の長年の懸案であったJIS L 0217:1995(以下、現行JIS)「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に代わるISO 3758:2012と整合化した新表示記号体系のJIS L 0001:2014(以下、新JIS)および関連JISが、2014年10月20日に公示されました。

制定の趣旨

今回の新JIS制定は、繊維製品の生産および流通のグローバル化に対応するため、また国内に普及しているパルセーター式洗濯機*1の構造および機能の高度化ならびにドラム式洗濯機の普及など国内の家庭用電気洗濯機(以下、洗濯機)の変化が著しいことに対応するためでしたが、さらに、海外から“日本独自の表示記号は貿易の技術的障壁であり、ISO規格へ整合する必要がある”との要請があったことも、今回の制定を進める要因の1つになりました。

これらの点を踏まえ、今回の制定は、WTO/TBT協定*2の規定にのっとり、国際化対応のためISO規格と整合させることを前提としました。

この規格は、引き続き繊維製品品質表示規程(以下、表示規程)に引用されることが前提であり、JIS L 0001として特別に制定し、JIS L 0217:1995としばらくの間併存することになります。

*1 パルセーター式(噴流式・渦巻き式)洗濯槽にパルセーターと呼ばれる羽根を持ち、それを高速回転させて激しい水流を発生させて汚れを落とす方式。日本ではパルセーターを底面に設置した渦巻き式が1960(昭和35)年から現在までの主流となっている。

*2 World Trade Organization/Technical Barriers to Trade協定(世界貿易機関/貿易の技術的障壁に関する協定:1995年1月)工業製品等についての各国の規格及び規格への適合性評価手続き(規格基準認証制度)が不必要な貿易障壁とならないように規定している。

*3 衣類を、熱とともに回転(一部ゆりかご動作)させながら乾燥させる乾燥方法

制定の経緯

ISO 3758:2012との整合化は、洗濯機の構造が違ふこと、タンブル乾燥*3記号のみで自然乾燥記号がないこと、記号の省略方法がないことなどの諸問題を解決できなかったため今まで整合化する改正ができませんでした。長年ISO規格検討委員会に強く働きかけを行った結果、そのほとんどが2012年発行の規格に反映されたことから、今回の整合化となりました。

基本的な考え方と表示責任

● 指示情報から上限情報の表示へと考え方が変わる

現行JISは、「この方法で洗濯するのがよい」と指示していましたが、新JISでは“回復不可能な損傷を起こさない最も厳しい処理・操作に関する情報を提供する”と規定されました。つまり、その記号の条件もしくはそれより弱い条件で洗うという考え方に変わります。

● 表示者への責任

新JISの序文の注記*4で、規格を運用する基本的な考え方を補足しています。これは、表示者が表示記号に根拠をもち、責任をもって最も適切な記号を表示すべきであることを意味します。根拠をもった表示とするからには、対象品に不都合が生じた場合、または問合せに対して表示者はその根拠をもって説明することが必要

*4 取扱いに関する表示記号又は付記用語で示した事項は、信頼性のある根拠(試験結果、素材の特性、過去の不具合実績など)による裏付けを持つことが望ましい。例えば、表示者が、×印を付けて洗濯不可の表示をした場合には、表示者は、洗濯によって不具合が起こることの根拠を保持していることなどである。

になります。根拠もないのに、石油系の表示のみを付けるなどの安易な考え方を戒めています。

● 適用範囲

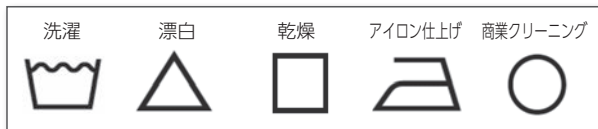
現行JISの適用範囲は、家庭洗濯(洗濯、漂白、乾燥およびアイロン仕上げ)でしたが、新JISではドライクリーニングならびにウエットクリーニング(以下、商業クリーニング)の記号が新しく加わりました。現行JISにも商業クリーニングの記号はありましたが、これはクリーニング業者に洗濯を依頼するとの意味合いが強いものでした。新JISでは、商業クリーニングについても表示者が責任を持って記号を表示することになります。なお、商業クリーニングの中でランドリーと呼ばれるワイシャツなどの洗濯方式は、この規格の対象範囲外としています。

新JISの基本記号と付加記号

記号体系は、5つの基本記号といくつかの付加記号の組み合わせで表示します(対比表参照)。

(1)基本記号

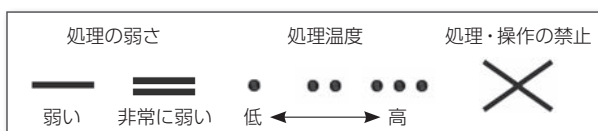
「洗濯」「漂白」「乾燥」「アイロン仕上げ」「商業クリーニング」の5個です。



洗濯処理はすべて洗濯おけ(たらいともいう)のマークに変わりましたが、手洗い以外は洗濯機で洗えることを意味します。洗濯処理の記号は、現行JISの7個から14個と倍増しましたが、日本の洗濯機の設定では40℃以下のみを考えればよいこと、40℃の記号と30℃の記号は温度のみの差であり、実質的に覚える必要があるのは、40℃の3個の記号と手洗いの記号、家庭洗濯ができない記号の計5個です。

(2)付加記号

「処理の弱さ」「処理温度」「処理・操作の禁止」を表す記号です。



①力作用を減らす記号“-”“=”は、衣料品に与える力作用の程度を表す記号で基本記号の下に付加します。覚え方としては「マイナス バー」として、「1本バーがあるときは、ない記号より弱い」、「2本バーがあるときは、さらに弱い」と覚えます。バーのない記号から順に「強、中、弱」と覚えても良いと思います。

②温度を表す記号“・”“…”などは、タンブル乾燥の温度、アイロンの温度等を現す記号で、数が増えると温度が高いことを表します。「テストの点数」や「炭火の数」として数の多いのが高い温度と覚える方法もあります。使われる基本記号によって示される温度は異なるので、注意が必要です。日本のタンブル乾燥機では、「低・高」または「弱・強」などの表示が多く分かりやすかったのですが、今後は“・”で低い温度、“…”で高い温度による乾燥となります。

また、アイロン仕上げの温度は、今までの低温・中温・高温をアイロンの記号の中に“・”1個や2個、3個と入れて表します。

(3)漂白の記号

フラスコの形△から“△”に変わりました。漂白は、記号の形だけでなく意味も大きく変わったため注意が必要です。現行JISでは、塩素系漂白剤のみを表す記号でしたが、新JISでは“△”に酸素系漂白剤も含まれる記号となりました。そのため酸素系漂白剤のみが使用できることを表す“△”の中に斜め2本線が入った記号*5が増えました。

(4)乾燥の記号

タンブル乾燥の記号*6が追加され、自然乾燥の記号は“□”の中に縦または横の線で干し方を表す記号となりました。

①タンブル乾燥の記号は、横ドラム式のタンブル乾燥機を想定している記号で、縦型全自動洗濯機の上部に設置するようなタンブル乾燥機や、斜めドラム式と呼ばれている横型洗濯機の乾燥に対応する記号です。温度を表す付加記号の“・”と組み合わせて使用します。

②自然乾燥の記号は、現行JISの長そでシャツの

記号*7から乾燥を表す“□”の中に線を使って表す記号になりました。“□”の中の縦線は「つり干し」*8、横線は「平干し」*9を表します。また、それぞれ1本線は“脱水後”を、2本線は“絞らないで濡れたまま干すこと”を表しています。洗濯後の衣類を脱水すると軽くなるので1本線、脱水しない濡れたままの衣類は重いので2本線と覚えるのもよいでしょう。日陰干しは、“□”の中に左上の斜め1本線で表します。これは庇(屋根)の下に干すことを表していると覚えると分かりやすいでしょう。

(5) 商業クリーニングの記号

丸い記号は同じですが、記号の中の日本語がアルファベットの“P、F、W”になります。クリーニング店に持って行けばこの記号の内容は業者が分かっているので、その記号に従った洗いをしてくれるはずです。3種類9個の記号は、結局ひとつを覚えればよいので今までと変わりません。

① ドライクリーニングの記号

ⓐは、パークロロエチレン、ⓑは、石油系の溶剤を使用する記号で、それぞれの記号の下に1本バーがついた“バーのない記号より弱い洗いを表す記号”と合わせ計4種類となります。ⓑは、1991年頃にはまだ使用可能であったフロン系溶剤の頭文字“F”が引き続き使われています。

② ウエットクリーニングの記号

ⓓは、Wetcleaningの頭文字から来ています。新JISでは「ウエットクリーニング処理(水洗い、すすぎ、脱水、乾燥)は、特殊な技術を用いた業者による繊維製品の水洗い処理」と規定しています。現在クリーニング業者が行っている「汗抜き」といわれているクリーニングを含む広い意味での業者による水洗い仕上げのための記号です。今後は、特に家庭洗濯で仕上げが難しい製品やポリウレタン樹脂加工した合成皮革製品などのうち、ドライクリーニングには向かない製品で業者の設備と技術があれば水洗いできる製品が数多くあることから、この記号の使用が推奨されるでしょう。繊維製品の取扱い

ラベルに家庭洗濯×の記号を付けた場合には、ⓓの記号のいずれかを付けることが推奨されます。また、現行JISの洗濯×の記号*10は、水洗い禁止の意味でしたが、新JISでは、ⓓの記号が増えたことから、水洗い禁止は“~~ⓓ~~、~~ⓓ~~”の両方が禁止されている表示になります。

(6) 記号の並べ方

記号の並べ方も変わります。家庭洗濯・商業クリーニングの順で、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン、パークロロエチレンまたは石油系、ウエットクリーニングの順となります。

(7) なくなる記号

絞り方の“ヨワク”の記号はなくなり、付記用語で表します。また、現行JISで使用されている付加記号や文字の“中性”、“ネット使用”、“当て布の記号〜”は付記用語となります。

(8) 記号の省略

新JISで記号を省略することができるのは、本文項目4.4記号の使用c)で「この規格で規定されている5個の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能とする」となっており、記号がないときにはその記号のどれでもできることを意味します。現行JISでは、「通常その処理を行わないときは省略しても良い」であり、また、絞りと乾燥の記号は任意でしたが、新JISでは、7個の記号のすべてを表示することを基本とし、省略の意味も7個の記号として考えます。省略方法が変わったので注意が必要です。

今後の予定

新JISの記号は、表示規程が改正され、その時に規定される施行日以降に表示する製品について表示が義務づけられます。表示規程の改正は本年3月頃に、施行日については、改正から1年半～2年後が予定されています。それまでは現在と同じ表示方法で表示します。施行日以前に表示された製品のラベルは、施行日以降でも付け替えずにそのまま販売できる予定です。

現行JIS・新JIS対比表











- ★新JISは、現行JISから単純に記号の置き換えはできません。
- ★表示にあたり試験方法が従来と大きく変わりますので、関連試験方法JISの詳細をよくご確認ください。
- ★表内の記号の上段の3桁の数字は、JIS L 0217およびJIS L 0001に規定の記号番号です。














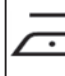










現 行 (JIS L 0217 : 1995)		
1. 洗い方(水洗い)の記号		
101	101 : 液温は95℃を限度とし、洗濯ができる	
(該当なし)		
102	102 : 液温は60℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる	
(該当なし)		
103	104	103 : 液温は40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる 104 : 液温は40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい
105	105 : 液温は30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい	
106	106 : 液温は30℃を限度とし、弱い手洗いがよい洗濯機は使用できない	
107	107 : 家庭で水洗いはできない	
2. 塩素漂白の可否の記号		
201	201 : 塩素系漂白剤による漂白ができる	
202	202 : 塩素系漂白剤による漂白はできない	
3. 絞り方の記号		
501	502	501 : 手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は短時間で絞るのがよい 502 : 絞ってはいけない



新 規 格 (JIS L 0001 : 2014)			
1. 洗濯処理の記号			
190	190 : 液温は、95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる		
170	170 : 液温は、70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる		
160	161	160 : 液温は、60℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる 161 : 液温は、60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる	
150	151	150 : 液温は、50℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる 151 : 液温は、50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる	
140	141	142	140 : 液温は、40℃を限度、洗濯機で通常の洗濯処理ができる 141 : 液温は、40℃を限度、洗濯機で弱い洗濯処理ができる 142 : 液温は、40℃を限度、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
130	131	132	130 : 液温は、30℃を限度、洗濯機で通常の洗濯処理ができる 131 : 液温は、30℃を限度、洗濯機で弱い洗濯処理ができる 132 : 液温は、30℃を限度、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる
110	110 : 液温は、40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる		
100	100 : 洗濯処理はできない		
2. 漂白処理の記号			
220	210	220 : 塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる 210 : 酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない	
200	200 : 漂白処理はできない		
3. 絞り方の記号			
(該当なし)			



現 行 (JIS L 0217 : 1995)			
4. 干し方の記号			
(タンブル乾燥)			
(該当なし)			
(干し方)			
601	602	601：つり干しがよい 602：日陰のつり干しがよい	
			
603	604	603：平干しがよい 604：日陰の平干しがよい	
			
5. アイロンの掛け方の記号			
301	302	303	301：210℃を限度とし、高い温度(180℃～210℃まで)で掛けるのがよい 302：160℃を限度とし、中程度の温度(140℃～160℃まで)で掛けるのがよい 303：120℃を限度とし、低い温度(80℃～120℃まで)で掛けるのがよい
			
304	304：アイロン掛けはできない		
			
6. ドライクリーニングの記号			
(ドライクリーニング)			
401	401：ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレンまたは石油系ものを使用する		
			
402	402：ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系ものを使用する		
			
403	403：ドライクリーニングはできない		
			
(ウエットクリーニング)			
(該当なし)			

新 規 格 (JIS L 0001 : 2014)				
4. 乾燥処理の記号				
(タンブル乾燥処理) 家庭でのタンブル乾燥のみの記号				
320	310	300	320：洗濯後のタンブル乾燥ができる 高温乾燥：排気温度の上限は最高80℃ 310：洗濯後のタンブル乾燥ができる 低温乾燥：排気温度の上限は最高60℃ 300：洗濯後のタンブル乾燥はできない	
				
(自然乾燥処理)				
440	445	430	435	440：脱水後、つり干し乾燥がよい 445：脱水後、日陰でのつり干し乾燥がよい 430：濡れつり干し乾燥がよい 435：日陰での濡れつり干し乾燥がよい
				
420	425	410	415	420：脱水後、平干し乾燥がよい 425：脱水後、日陰の平干し乾燥がよい 410：濡れ平干し乾燥がよい 415：日陰の濡れ平干し乾燥がよい
				
5. アイロン仕上げ処理の記号				
530	520	510	アイロン仕上げ処理ができる 530：底面温度200℃を限度 520：底面温度150℃を限度 510：底面温度110℃を限度として スチームなしでアイロン仕上げ	
				
500	500：アイロン仕上げ処理はできない			
				
6. 商業クリーニング処理の記号				
(ドライクリーニング処理の記号)				
620	621	パークロロエチレン及び記号⑥の欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理(タンブル乾燥含む)ができる 620：通常の処理 621：弱い処理		
				
610	611	石油系溶剤(蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～)でのドライクリーニング処理ができる 610：通常の処理 611：弱い処理		
				
600	600：ドライクリーニング処理はできない			
				
(ウエットクリーニング処理の記号)				
710	711	712	ウエットクリーニング処理ができる 710：通常の処理 711：弱い処理 712：非常に弱い処理	
				
700	700：ウエットクリーニング処理はできない			
				

出典：(一社)繊維評価技術協議会(2014年10月20日)